

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第13節 軽減税率</p> <p>(学校等給食用脱脂粉乳に関する用語の意義及び取扱い等)</p> <p>9-2 令第32条第1項第1号に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 定率法施行令第65条に規定する「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（助産施設及び児童家庭支援センターを除き、母子生活支援施設にあつては保育施設を有するもの、児童厚生施設にあつては保育施設を有する児童館に限る。）」とは、具体的には、児童福祉法の規定に基づき設置された乳児院（同法第37条）、保育施設を有する母子生活支援施設（同法第38条）、保育所（同法第39条）、保育施設を有する児童館（同法第40条）、児童養護施設（同法第41条）、障害児入所施設（同法第42条）、児童発達支援センター（同法第43条）、児童心理治療施設（同法第43条の2）及び児童自立支援施設（同法第44条）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の規定により設置された幼保連携型認定こども園（同法第2条第7項）をいう。この場合において、「保育施設」とは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条（設備の基準）に規定する設備を有する保育施設をいうものとする。</p> <p>(2)及び(3) (省略)</p>	<p>第13節 軽減税率</p> <p>(学校等給食用脱脂粉乳に関する用語の意義及び取扱い等)</p> <p>9-2 令第32条第1項第1号に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 定率法施行令第65条に規定する「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（助産施設及び児童家庭支援センターを除き、母子生活支援施設にあつては保育施設を有するもの、児童厚生施設にあつては保育施設を有する児童館に限る。）」とは、具体的には、児童福祉法の規定に基づき設置された乳児院（同法第37条）、保育施設を有する母子生活支援施設（同法第38条）、保育所（同法第39条）、保育施設を有する児童館（同法第40条）、児童養護施設（同法第41条）、障害児入所施設（同法第42条）、児童発達支援センター（同法第43条）、<u>情緒障害児短期治療施設</u>（同法第43条の2）及び児童自立支援施設（同法第44条）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の規定により設置された幼保連携型認定こども園（同法第2条第7項）をいう。この場合において、「保育施設」とは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条（<u>保育所の設備の基準</u>）に規定する設備を有する保育施設をいうものとする。</p> <p>(2)及び(3) (同左)</p>